

「関市狭あい道路整備事業」利用のご案内

建物を建築される方へ

私たちの身近にある生活道路は、人や車の通行以外に日常の通風・採光・日照などの生活環境の確保や、災害時の避難や緊急車両進入に重要な役割をもっています。

しかし、市内の生活道路には建築基準法で定める幅員が4メートルに満たない狭い道路がたくさんあります。

関市では建物建築に際し、幅員4メートルの道路空間確保を目的に狭あい道路整備事業を行う事で安全で安心して暮らせる快適なまちづくりを進めます。

狭あい道路整備事業とは

前面道路の官民境界線と道路中心線から2メートル後退線間の土地（後退用地）又は角地のすみ切り用地について市と協議を行い、用地提供の同意をして頂いた場合に助成金および奨励金の交付が受けられます。

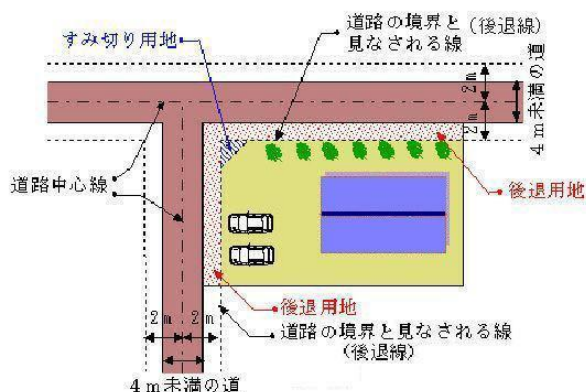
利用のメリットとして用地の寄附完了後は市による舗装等の整備と、市道として維持管理を行います。

※道路が崖や水路に接している場合は後退線位置が変わります。

事業の対象となる道路

建築基準法第42条第2項に該当する必要があります。

事前に関市役所建設総務課までご相談ください。




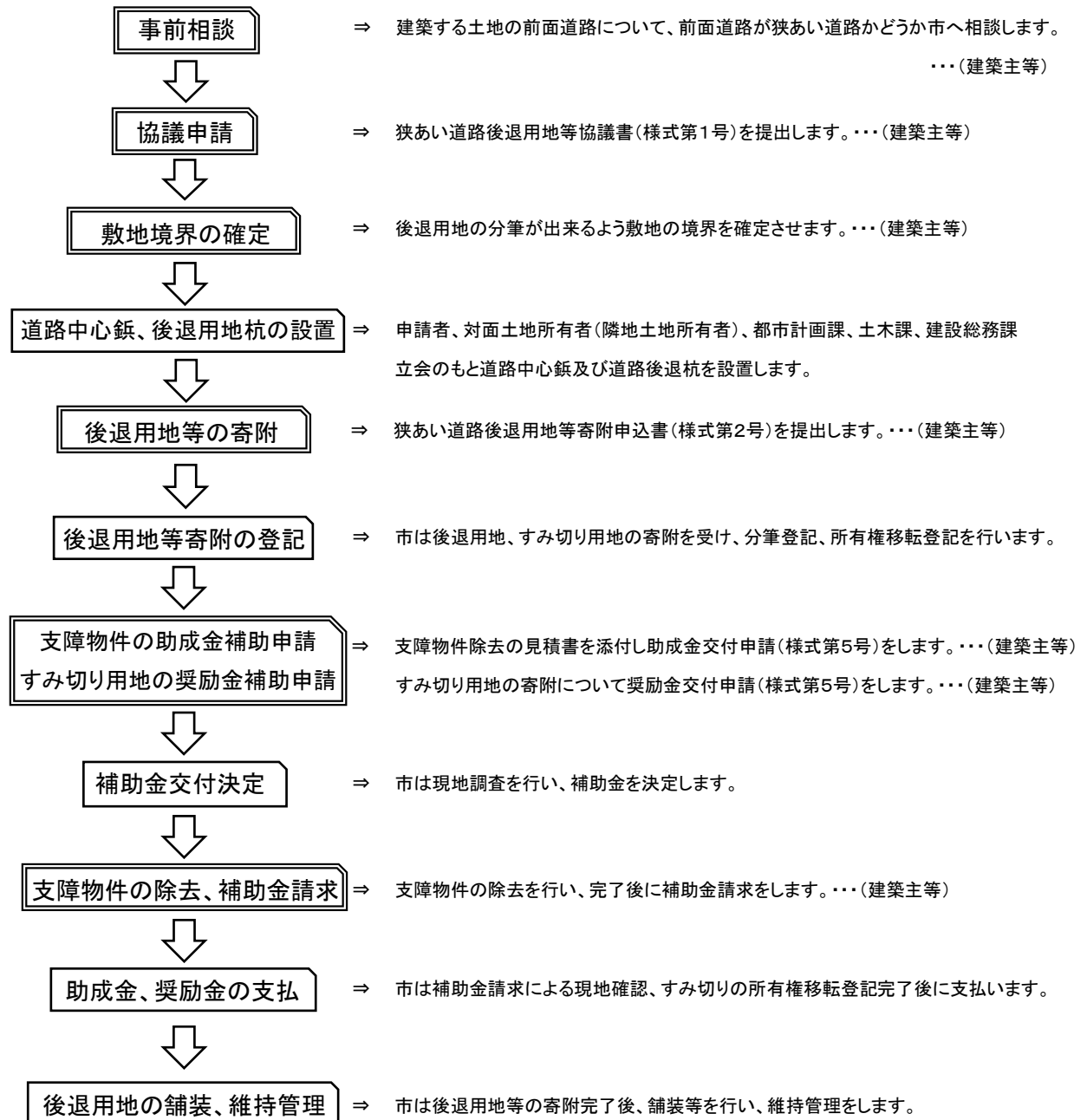
助成金・奨励金の交付

後退用地等内にある後退支障物件（門、塀、擁壁等及び樹木、生垣）を除去・移設した場合に助成金を交付します。また、すみ切り用地を寄附していただいた場合に奨励金を交付します。

項目	金額
後退支障物件除去助成金	(1) 後退用地等内にある門、塀、擁壁その他これらに類するもの、樹木及び生垣を除去し、道路築造に支障のない状態にする費用 (2) 水道メーター及び公共汚水ますの移設に要する費用 上記について見積費用の2分の1相当の額で、1申請につき300,000円を上限とする額
すみ切り用地奨励金	固定資産税評価基準となる「路線価」の100分の70に、すみ切り用地の面積を乗じて得た額

「関市狭あい道路整備事業」の手続きの流れ

 : 建築主等が行う内容



事前の相談や問い合わせ先

関市 基盤整備部 建設総務課 管理係

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

TEL:0575-23-7529(ダイヤルイン)

TEL:0575-22-3131 内線 1412

